四六〇一・九九	その他のもの				A
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				
	植物性材料製のもの				
四六〇二・一一	竹製のもの			A	A
四六〇二・一二	とう製のもの				
四六〇二・一九	その他のもの			A	
	瓶用のわらづと				
	その他のもの				
	畳床				
	その他のもの				
	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）			A	A
	その他のもの				
四六〇二・九〇	その他のもの			A	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			A	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			A	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			A	A
第五〇類	絹及び絹織物				
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）			X	
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）			A	A
	野蚕のもの				
	その他のもの				
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			X	A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）			A	A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）			A	A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす			A	A
五〇・〇七	絹織物			A	A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			A	A
第五二類	綿及び綿織物			A	A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物			A	A
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品			A	A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物			A	A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			A	A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			A	A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布			A	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			A	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物			A	A

第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	スキー靴				
	その他のもの				
六四〇一・九二	その他の履物				
	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）				
	スキー靴				
	その他のもの				
六四〇一・九九	その他のもの				
	ひざを覆うもの				
	その他のもの				
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
	スキー靴				
	スノーボードブーツ				
六四〇二・一九	その他のもの				
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）				
	その他の履物				
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの				
	その他のもの				
六四〇二・九九	その他のもの				
	短靴				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
六四〇三・一九	その他のもの				
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）				
	室内用履物				
	その他のもの				
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの				
	その他のもの				
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）				

四六〇一・九九	その他のもの				A
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				
	植物性材料製のもの				
四六〇二・一一	竹製のもの			A	A
四六〇二・一二	とう製のもの				
四六〇二・一九	その他のもの			A	
	瓶用のわらづと				
	その他のもの				
	畳床				
	その他のもの				
	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）			A	A
	その他のもの				
四六〇二・九〇	その他のもの			A	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			A	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			A	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			A	A
第五〇類	絹及び絹織物				
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）			X	
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）			A	A
	野蚕のもの				
	その他のもの				
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			X	A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）			A	A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）			A	A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす			A	A
五〇・〇七	絹織物			A	A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			A	A
第五二類	綿及び綿織物			A	A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物			A	A
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品			A	A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物			A	A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			A	A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			A	A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布			A	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			A	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物			A	A

第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	スキー靴				
	その他のもの				
六四〇一・九二	その他の履物				
	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）				
	スキー靴				
	その他のもの				
六四〇一・九九	その他のもの				
	ひざを覆うもの				
	その他のもの				
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
	スキー靴				
	スノーボードブーツ				
六四〇二・一九	その他のもの				
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）				
	その他の履物				
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの				
	その他のもの				
六四〇二・九九	その他のもの				
	短靴				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
六四〇三・一九	その他のもの				
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）				
	室内用履物				
	その他のもの				
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの				
	その他のもの				
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）				